

健康応援セミナー及び事業所型面談の実施について

共済組合では、組合員及びその被扶養者で特定保健指導の対象者となった方が、特定保健指導をより利用しやすい環境となるよう、共済組合が委託した保健指導機関が、所属所へ出向いて保健指導を行う健康応援セミナー及び事業所型面談を実施します。

対象となった方は、各所属所の共済組合事務担当者様にご相談ください。

1 健康応援セミナー

(1) プログラム

次の5つのコースから選べます。

- | | | |
|---|-------------|---|
| { | ① 1日コース | (初回支援+オプション講座) |
| | ② 半日コース | (") |
| | ③ 個別コース | (") |
| | ④ グループ支援コース | (初回支援のみ) |
| | ⑤ 個別支援コース | (") ※遠隔面談も利用可 |

(2) 利用方法

所属所担当者様が保健指導機関に連絡し、日程等の調整をします。

(3) 保健指導機関

公益財団法人 長野県健康づくり事業団

2 事業所型面談

(1) プログラム

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| { | ① 個別支援 | (30分以上/人) |
| | ② グループ支援 | (80分以上/回) ※対面型、ICTの選択可 |

(2) 利用方法

所属所担当者様が保健指導機関に連絡し、日程等の調整をします。

(3) 保健指導機関

株式会社ベネフィット・ワン

3 利用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間です。

4 費用

保健指導の費用は、共済組合が負担します。